

# GIS 導入業務 公募型プロポーザル 仕 様 書

## 1 委託業務名

GIS 導入業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 3 委託業務の目的

当市が保有する地理空間情報を統合・一括管理する「統合型 GIS」及び、住民向けの情報提供するための「公開型 GIS」を導入することで、GIS に係るコストの低減及び住民の利便性を向上させることを目的とする。

## 4 準拠する法令等

準拠する主な法令等は次のとおりとする。

- (1) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (2) 公共測量作業規則の準則（平成 25 年国土交通省告示第 286 号）
- (3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (4) 地理空間情報活用推進基本法（昭和 19 年法律第 63 号）
- (5) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
- (6) 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）
- (7) 地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）
- (8) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- (9) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (10) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2004（平成 26 年 4 月国土地理院）
- (11) 品質の要求、評価及び報告のための規則（平成 19 年 3 月国土地理院）
- (12) 釜石市セキュリティポリシー（令和 5 年釜石市告示第 29 号の 3）
- (13) その他関係法令等

## 5 納入場所

釜石市 総合政策課 DX 推進室

## 6 業務の体制

受託者は、本業務の遂行にあたり、作業計画を立案し適切な作業管理を行うこと。また、必要なスキル及び経験を有するメンバーを配置し、当市の指示に迅速に対応できる業務体制を組むこと。本業務遂行に関する当市からの要請、指示、その他日常的

な連絡や確認等は、原則作業の管理者を通じて行うものとする。

本業務の実施にあたっては、業務全般の管理及び統括を行う管理技術者、本業務にて構築するデジタルデータの品質を照査する照査技術者を定めること。なお、管理技術者及び照査技術者は兼任できないものとする。

また、管理技術者及び照査技術者については、本業務の開始時に、資格証明書の写し等条件に合致していることが分かる資料を添えて、委託者に書面で提出すること。

(1) 管理技術者は、次の①～③の条件のいずれにも該当する者とする。

① 測量士及び空間情報総括監理技術者の資格を有すること。

② 実務経験が5年以上であること。

③ 提案しようとする各システムの導入実績を有すること。

(2) 照査技術者は、次の①～③の条件のいずれにも該当する者とする。

① 測量士及び空間情報総括監理技術者の資格を有すること。

② 実務経験が5年以上であること。

③ 提案しようとする各システムの導入実績を有すること。

## 7 業務大別

① 庁内の既存 GIS を統合する「統合型 GIS」の導入

② 職員が現地調査の際に、庁外から統合型 GIS の許可された情報にアクセスするための「現地調査システム」の導入

③ 住民がインターネット経由で、統合型 GIS の許可された情報にアクセスするための「公開型 GIS」の導入

④ 各システムで使用するデータ整備及び調整業務

## 8 各システム機能要件

別紙「機能一覧」にある機能を全て満たすこと。

## 9 データ整備及び調整要件

(1) 要件

① 位置座標

・ 準拠する測地系：世界測地系（測地成果 2011）

・ 平面位置の座標系：平面直角座標第 10 系

・ 垂直位置の座標系：東京湾平均海面を基準とする標高

② 対象とする地理的範囲

釜石市全域

③ 基盤地図データ

国土地理院

④ 住宅地図データ

住宅地図（ゼンリン Z-map TOWN II（買取）・同時接続 10 台）を調達し、搭載す

ること。

(2) 市が保有するデータの移行

統合型 GIS に移行するデータは、別途釜石市が導入済みである次のシステムで保有するものを対象とする。なお、詳細については、当市と受託者が協議の上決定する。

- ・一筆情報管理システム（総務企画部税務課）
- ・固定資産管理システム（総務企画部税務課）
- ・現地調査支援システム（総務企画部税務課）
- ・釜石市道路台帳システム（建設部建設課）
- ・釜石まちづくりGIS（建設部建設課）
- ・都市計画支援システム（建設部都市計画課）
- ・釜石市下水道台帳システム（建設部下水道課）
- ・水道管路情報システム（水道事業所）
- ・その他各業務に必要なデータ

(3) 地番図等のデータ作成

当市と協議の上、統合型 GIS の背景図として活用するために次のデータを作成すること。

- ・市内全域の国・県道の道路データ 約 160km
- ・市内全域の家屋データ 約 43,000 棟

(4) 閲覧権限の設定

システム間のデータ連携、各データの公開・非公開設定及びアカウントごとに利用可能な情報の設定を行うこと。なお、詳細については、当市と受託者が協議の上決定する。

(5) 各データのセットアップ及び調整

受託者は、本業務に必要な資料の収集及び各データのセットアップを行うこと。また、各データの接合等の調整を行うとともに、接合等に必要な情報が不足している場合は、新たに作成すること。

## 10 プロジェクト管理

(1) 契約締結後速やかに当市と協議の上、役割等を含めた作業スケジュール表を作成し提出すること。

(2) 当市と月 1 回以上の進捗管理・課題管理・リスク管理等の打合せ等を行うこと。なお、打合せに係る資料及び議事録を作成し、都度提出すること。

(3) システムは、全ての世代にとって使いやすい操作性を有するとともに、住民・職員の利便性向上を図るような設計とすること。また、使用感により適宜改善を図ること。

(4) 当市が業務の進捗状況や業務内容について支障があると認めた場合は、業務体制を含め、速やかに対応策を検討し実施すること。

(5) 各システムは、運用開始する時期及び内容を当市と協議の上、追加すること。

## 11 テスト要件

- (1) 各システム導入前に当市と日時・対象等を協議の上、サンプルデータ等を用いて可能な限り実際の業務環境に近い状態でテストを行うこと。なお、サンプルデータは、受託者が準備すること。
- (2) テストで不具合等が発生した場合は、復旧作業を行うとともに、再テストを行うこと。
- (3) テスト結果は、専門知識を持たない職員でも分かる内容にまとめ、報告書として提出すること。

## 12 職員向け研修要件

- (1) 当市と日時・場所等を協議の上、管理者となる職員向けの研修及びシステムを使用する職員向けの研修を行うこと。
- (2) 研修は、職員が戸惑うことのないような実効的な内容で実施すること。
- (3) 管理者用マニュアル及び使用者用マニュアルを提供すること。

## 13 普及促進検討会

- (1) 導入するシステムを含む当市のデジタルサービスの利便性向上のため、別途当市が指定する住民との普及促進検討会に参加すること。
- (2) 普及促進検討会では、導入するシステムの特徴等の説明を行うこと。
- (3) 住民向け操作マニュアルを提供すること。

## 14 フォローアップ

- (1) 電源・共有ネットワーク設備等の冗長構成が取れているサーバーを使用すること。
- (2) 定期的なデータのバックアップを行うこと。
- (3) アプリのバージョンアップを適宜行うこと。
- (4) 通信の暗号化やウイルス対策等のセキュリティ対策を講じること。
- (5) 当市からの問合せ窓口を設置し、問合せ等に適宜対応すること。

## 15 成果品

本業務の成果品及び提出書類は、下記の(1)～(7)のとおりとし、受託者は業務が完了したときは、成果品及び提出書類を当市に提出するものとする。

当市の検収が完了した後、受託者は、成果品及び提出書類を電子データ及び紙媒体で各正本1部、副本1部を釜石市総合政策課 DX 推進室に提出するものとする。

なお、詳細については、当市と受託者が協議の上決定する。

- (1) 作業スケジュール表
- (2) 各システム設計書
- (3) テスト結果報告書

- (4) 各システムマニュアル（管理者用・使用者用）
- (5) 住民向け操作マニュアル
- (6) 打合せ資料及び議事録
- (7) 委託業務完了報告

## 16 その他

- (1) サービスの稼働、運用・提供に係る関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること。
- (2) 第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）は原則できないものとする。ただし、あらかじめ当市に書面により報告し承諾を得たときは、この限りではない。なお、受託者は、再委託の相手方が行った作業の全責任を負うものとし、定期的な作業進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況の報告を行わせるなど、適切な履行の確保に努めるものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上処理するものとする。
- (5) 本業務で知り得た事項については、他に漏らさないこと。
- (6) 成果品の著作権及び所有権は市に帰属するものとし、受託者は市の許可なく成果品を第三者に公表又は提供してはならない。
- (7) 業務完了後に、受注者の責任に期すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。